

長崎市農業委員会 令和2年11月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年11月30日(月) 14:00 開会
15:05 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(16名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 鳥越 悦子 平尾 政博 松尾 隆治
峰 忠幸 柳川 八百秀 山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男
山脇 貞雄
- 5 出席推進委員(24名)
池田 憲二 今村 秀喜 岩尾 直己 浦川 英敏 尾崎 正孝
川添 孝則 城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世
濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 三浦 孝路
村田美津枝 森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝
- 6 欠席農業委員(3名)
田平 孝廣 永岡 亜也子 森山 安男
- 7 欠席推進委員(0名)
- 8 出席職員
【農委事務局】 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和2年11月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、11月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員16名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は24名全員でございます。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。峰忠幸委員と柳川八百秀委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○峰委員・柳川委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は付議事項が7件ございます。まず初めに、第1号議案、「農地台帳登載申請の承認について」、ですが、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」と関連するものがございますので、関連するものについては、併せて審議をいたします。事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 第1号議案、「農地台帳登載申請の承認について」、ご説明いたします。議案書の冊子の1ページをご覧ください。農地に関する説明は、第2号議案の1番において説明いたしますので、本議案では申請者の就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。申請者は、1に記載のとおり、西海町にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり、本人のみで、年間の農業従事日数は260日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、今回、農地法第3条により取得する琴海戸根原町の農地で、アスパラやみかんなどの栽培を行うこととしております。将来的に専業農家として農業に従事していくとのことで、収穫物についても農協等へ出荷し、今後更に規模拡大を行って行き、従業員も雇用できるようになればと考えておられます。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、動力噴霧器機1台、草刈機1台を所有しておられます。引き続き、申請者からの農地に係る申請につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは、第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の2ページを

ご覧ください。1番は、佐世保市在住の〇〇さんが所有する、琴海戸根原町の農地6筆4,139㎡について、西海町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により管理できないためであり、譲受人が新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。パサージュ琴海ゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらがハウスの外観、もう一枚がハウスの内部でございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で260日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が4,139㎡となり、新規就農の下限面積の1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、11月17日に平尾政博農業委員、田中幹生推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案及びこれに関する第2号議案1番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について原案のとおり承認すること及び、第2号議案1番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案について原案のとおり承認すること、及び第2号議案1番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、7番は〇〇委員が対象の案件となりますので、他の議案と分けて審議をいたします。それでは、事務局から2番から6番の議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。2番は、現川町の〇〇さんが所有する、現川町の農地5筆1,131㎡について、孫である西山本町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢のため孫に贈与するものであり、譲受人が祖母から贈与を受け耕作管理を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。JR現川駅の北側に位置

しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと3枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、4人で1,000日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、経営面積が11,904.21㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、11月18日に後山裕義農業委員、池田憲二推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書3ページをご覧ください。第2号議案3番と4番は関連がございますので、併せてご説明いたします。まず3番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地2筆1,617㎡について、長与町在住の〇〇さんが交換により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。続きまして4番は、長与町在住の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地5筆1,940㎡について、琴海戸根町の〇〇さんが交換により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、交換する農地の近くに各々の所有地があり、耕作管理の利便性向上のため交換するものであります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。3番の農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で500日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が13,130㎡となり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。続きまして4番の農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で150日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,289㎡となり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、3番、4番共に11月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は4ページをご覧ください。第2号議案5番と6番は、関連がございますので、併せてご説明いたします。まず5番は、柿泊町の〇〇さんが所有する、牧野町の農地1筆452㎡について、向町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。続きまして6番は、向町の〇〇さんが所有する、牧野町の農地1筆406㎡について、向町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。

式見ダムの西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、4人で1,020日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,177㎡となり、下限面積の2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、11月19日に井川義英農業委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案2番から6番について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案2番から6番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、第2号議案2番から6番について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案7番について審議を行いますので、案件の対象である〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 退席 —

○議長 それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書の5ページをご覧ください。第2号議案7番についてご説明いたします。7番は、三川町の〇〇さんが所有する、北浦町の農地1筆192㎡について、茂木町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により管理できないため、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で400日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が18,650㎡であり、下限面積の5,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件にお

きましては、11月19日に山口眞佐栄農業委員、村田美津枝推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今事務局から第2号議案7番についての説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案7番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案7番について、当委員会において許可することに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 それでは、続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」ですが、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」の1番と関連がございますので、併せて審議をいたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書の6ページをご覧ください。第3号議案でございます。本件は、〇〇が、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う並松公民館の代替施設設置のための一時転用について、今回、工期延長のため計画変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、隣接工区の市道切り替え工事が遅れ、新公民館の宅盤整地工事の着手遅延により、新並松公民館の工事完了が遅れるためでございます。申請期間は令和3年1月15日まででしたが、変更後は令和3年6月30日までとなります。

引き続き、議案書7ページの第4号議案1番について説明させていただきます。本件は、第3号議案と同じ内容の転用許可申請であり、一時転用の期間が当初許可日の平成30年1月16日から3年を経過することから、計画変更承認と併せて、新たに令和3年6月30日までの期間更新の5条転用許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものでございます。赤色で塗りつぶした部分が申請地で、四角の赤枠で囲んだ部分が元の並松公民館の位置でございます。当該地は、農用地区域外の農地で、甲種

農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、トンネル口付近の図面でございます。赤枠で囲んだ部分が元の公民館の位置で、一部が新幹線本線工区に重なっている所でございます。青枠で囲んだ部分が新公民館の建設位置でございます。次が、利用計画図でございます。白抜きの部分が仮公民館が立っている位置でございます。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会につきましては、11月18日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員にお願いし、今回は工期の延長のみであるため、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案及び第4号議案1番について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案及び第4号議案1番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案及び第4号議案1番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から残りの議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第4号議案2番についてご説明いたします。議案書は、7ページをご覧ください。2番は、高浜町在住の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆について、高浜町所在の〇〇が、通路用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の西に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。黄色い部分が、地目が山林で〇〇の所有地ですが、国道と接道していないため、申請地及び青い部分のこれも地目は山林ですが、農地以外の土地を併用して通路として転用するものでございます。次が、現況平面図でございます。赤色の部分が申請地で、上の方の青色の併用地の部分と一緒に転用を行って、下の方の黄色い正端寺の所有地の方に通路として結ぶ形となっております。雨水排水については、現状のまま碎石舗装をおこなうため、自然流下となり、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真でございます。手前が申請地で奥の青い部分が併用地でございます。立会につきましては、11月17日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員にお願いし、隣接農地への

影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第4号議案2番について説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案2番について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案2番について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番からご説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。1番は、船石町の〇〇さんが所有する船石町の農地4筆2,064㎡について、矢上町の〇〇さんが5年間の賃貸借により、利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。設定後の経営面積は、9,386㎡となり、利用につきましては水稻を行っております。現地調査は、11月18日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は同じく8ページをご覧ください、第5号議案2番と3番については関連がございますので、併せてご説明いたします。2番は、長浦町の〇〇さんが所有する長浦町の農地6筆7,228㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地6筆7,228㎡について、10年間の賃貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。続きまして、議案書は9ページをご覧ください。3番は、時津町在住の〇〇さんが所有する長浦町の農地2筆2,955㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆2,955㎡について、10年間の賃貸借により、長浦町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、43,306㎡となり、利用につきましてはミカンの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センタ

一長浦事務所の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。現地調査は、10月15日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番でございます。4番は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地3筆2,113㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,113㎡について、10年間の賃貸借により、長与町在住の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、7,147㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三京クリーンランド埋立処分場の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査は10月15日に森山安男農業委員、川添孝則推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書は10ページをご覧ください。第5号議案5番についてご説明いたします。5番は、宮崎町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆573㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆573㎡について、5年間の賃貸借により、椿が丘町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,722㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、10月15日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、6番でございます。6番は、宮崎町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆2,130㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により、利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆2,130㎡について、10年間の使用貸借により、宮崎町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、17,336㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の南西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は、10月15日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案について計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書は11ページをご覧ください。第6号議案1番についてご説明いたします。1番は、令和2年6月に中間管理機構へ利用集積した琴海戸根町の農地1筆1,616㎡について、10年の賃貸借期間を20年に変更して、賃貸借により琴海村松町の〇〇さんへ配分する計画でございます。従いまして、今回の配分計画は残期間の19年5か月となっております。配分後の経営面積は、6,976㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は11月17日に森山安男農業委員、濱口雅洋推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、平成31年3月に中間管理機構へ利用集積した川原町の農地1筆711㎡について、賃貸借により為石町の〇〇さんへ配分する計画でございます。使用貸借期間は当初10年が設定されており、今回の配分計画は残期間の8年2か月となっております。配分後の経営面積は、711㎡となり、今回配分された農地では普通畑としての利用を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地調査は11月17日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、事務局から第6号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について異議なしとする

ことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第7号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第7号議案についてご説明いたします。議案書は12ページをご覧ください。個別案件で申出件数が3件、合計筆数が5筆、合計面積で1,549㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

まず、1番は、長与町在住の〇〇さんが所有する、深堀町6丁目の農地2筆で、面積は307㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。深堀小学校の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月18日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員にお願いしております。

続きまして2番は、京都府在住の〇〇さんと長与町在住の〇〇さんが共有する、深堀町6丁目の農地2筆で、面積は合計で1,060㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。深堀小学校の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月18日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、蚊焼町在住の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地1筆で、面積は182㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、11月17日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第7号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第7号議案について、原案のとおり承認することに決

定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、報告事項1 令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について口頭により報告させていただきます。11月16日、月曜日、午後2時から、市役所本館3階の第2応接室において、農業委員会から運営委員7名及び事務局職員、長崎市からは、田上市長、農林振興課の相川課長、中央総合事務所地域整備2課の出口課長をはじめ、関係課職員の方々に出席いただき、平尾会長から田上市長に意見書を提出いたしました。

田上市長からは、来年度期間満了を迎える長崎市農業振興計画の次期計画を策定するにあたり、いただいた意見や課題をしっかりと盛り込んで、長崎市にあった農業の在り方を農業委員会の皆さんと共に進めていきたいとの挨拶をいただきました。

その後、農林振興課の相川課長から意見書の主な項目に対する長崎市の考え方につきまして、口頭により回答をいただいております。

また、意見書とは別に、山口眞佐栄委員、後山委員、山口邦俊委員からそれぞれの地域の問題について意見を述べられ、それらに対する意見交換が行われました。

なお、今回提出しました意見書に対する正式な回答につきましては、12月の総会終了後にこの場で時間を取らせていただき、改めて関係機関にご出席いただいたうえで、委員の皆様にお伝えする予定としております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「遊休農地対策検討委員会について」、柳川委員長から説明をお願いします。

○柳川委員長 それでは、令和2年11月30日、午後1時30分から開催されました、第1回遊休農地対策検討委員会について報告いたします。本日の出席者は、委員11名のうち9名でした。議題としまして、1点めに役員の改選について、2点めに 令和2年度農地利用状況調査結果について、3点目に 令和3年度農地利用状況調査について、協議をいたしました。まず、役員の改選についてですが、不肖私が推薦を受け、委員長をお引受けすることになりました。今後ともよろしく申し上げます。次に、委員長職務代理者についてですが、赤瀬委員さんを指名させていただき、皆様に了承を頂きました。次に、令和2年度の農地利用状況調査の結果の報告を受け、今年度の調査方法等について協議いたしました。農地の利用状況調査は、委員の皆様方にとっては大変な作業となりますが、皆様のご協力をいただき、よろしく申し上げます。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしく申し上げます。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。それでは、引き続き、事務局から資料などの説明をお願いします。

○農地係長 それでは、詳細についてご説明させていただきます。まず、資料の2ページをご覧ください。「令和2年度農地利用状況調査結果」を掲載しております。令和2年度農地利用状況調査結果につきましては、各地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんが、本年6月末までに利用状況調査を行っていただいた結果をもとに作成させていただいております。表の最下段をご覧ください。全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で149,814筆・約5,800haでございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で54,270筆・約2,400haで対象面積に対し41%の面積となっております。次に、表②の荒廃農地のA分類についてですが、市域全体で11,226筆・約450haで対象面積に対して8%の面積となっております。次に、表③の荒廃農地のB分類についてですが、84,318筆・約3,000haで対象面積に対し51%の面積となります。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。3ページには、参考までに前年との比較表を掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。

次に、4ページをご覧ください。「令和3年度農地利用状況調査について」ご説明いたします。令和3年度農地利用状況調査につきましては、本日配付しております「農地利用状況調査野帳」をもとに、調査をお願いしたいと思います。まず、1の目的としては、農地法第30条第1項にある「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない」の規定に基づき、長崎市内にある全ての農地の利用状況について調査を実施します。調査の結果、遊休農地（A分類）及び遊休化のおそれがある農地の所有者等に対しては後ほど説明がございしますが、「利用意向調査」を実施し、その意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を進めて行きます。また、B分類と判断された農地については、非農地判断の対象となり、非農地通知の手続きを進めてまいります。2の実施体制ですが、各地区の農業委員さん及び推進委員さんが協力して各地区で行っていただきたいと思っております。

3の調査方法ですが、地図により農地を特定し、その利用状況を「野帳」に記入していきます。まず、「利用状況確認日」を記入します。次に、調査項目は、「耕作中」、「A分類」、「B分類」、「その他」とし、1筆ごとに「調査結果」の欄の該当箇所を「○」で囲みます。違反転用等が疑われる場合は、「その他」を「○」で囲み、具体的な内容を「備考欄」に記入します。昨年度までの調査結果は、「前年」・「前々年」の欄に表示しています。

次に、5ページの4のその他(2)ですが、昨年度から、農地中間管理事業における利用状況報告が廃止され、農業委員会が行う農地利用状況調査により農地の現状を確認することになりました。このため、今回の野帳では、「中間管理」の欄を設けておりますので、そこに「○」印の付いている農地につきましては優先的に調査をお願いします。また、(3)ですが、山林化している非農地判断を行った農地には、「調査結果」の欄に「非農地通知済」と表示しておりますので、調査の必要はありません。

5の調査報告ですが、「農地利用状況調査野帳」は、来年3月末にいったん回収させていただいて、こちらで入力作業を行った後、6月に返却させていただきます。その後、残りの部分を調査いただいて、8月末に最終提出していただくよう予定しております。この調

査結果をもとに、令和3年度の農地利用状況調査結果が作成されることとなりますので、皆様のご協力のほどお願いいたします。6ページには、「野帳」の記入例を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に7ページをから9ページにつきましては、利用状況調査の流れや荒廃農地の区分、事例等を載せております。7ページの上段をご覧ください。「農地利用状況調査」の流れですが、A分類については、先ほど申しましたが、後ほど、総会の中の「その他の事項」で説明する「利用意向調査」へ進みます。B分類については、「非農地判断」へ進み、非農地通知の手続きを行ってまいります。7ページ下段から8ページ上段につきましては、「A分類」、「B分類」の区分の詳細説明を掲載しておりますので、こちらも後ほどご確認ください。

続きまして、8ページの下段には、事例①として、「耕作中」の事例の写真をのせております。雑草を除草すれば耕作可能と判断して、「耕作中」とします。次に9ページ上段の事例②は、「A分類」の事例の写真です。樹木や雑草が繁茂していますが、トラクターや耕運機などによる復旧により、農地としての利用が可能と判断されれば、「A分類」とします。次に9ページ下段の事例③は、「B分類」の事例の写真です。長期間放置され樹木が繁茂していることから、通常の機器では再生困難と判断し、「B分類」とします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項3「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項の資料の1ページから5ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、14件の届出がございました。続きまして、資料の6ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、1件提出されております。続きまして、資料の7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、3件提出されております。合計18件提出され、すべて事務局長専決処分いたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、11月10日に開催されました。資料は、8ページと9ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案として、先月の総会で審議を行いました、西海町の農地法第5条第1項による転用許可申請が1件あり、審議の結果「異議なし」との答

申をいただいております。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項2「令和2年度 農地利用意向調査について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項の資料の1ページをご覧ください。農地利用意向調査は、農地法第32条の規定に基づき、遊休農地所有者に対し、農地の利用意向について調査を行うものになります。今回の利用意向調査対象農地は、過去に利用意向調査が行われていない農地で、新たにA分類として判断された農地で、867筆、592世帯が対象となっております。調査対象世帯には、今月27日金曜日に、資料2ページから5ページに掲載しております利用意向調査についてのお願い文と調査票、チラシ、返信用封筒を郵送しております。調査票の回答期限は、来年1月12日火曜日までとしております。

資料3ページの調査票をご覧ください。右上の太線の部分の農地所有者の欄、及び資料中ほどの表中の右側の「利用の意向(必須)」と書いた欄と自由記載の欄ということなのですが、そこに記載していただくこととなります。必須の部分に記載していただく項目が、資料の下のほうの「農地の利用の意向の選択肢」に記載しております①～④までのいずれかの番号の意向について先ほどの必須の欄に番号を記入していただくこととなります。

本日、皆様のお手元に所有者の住所を基に区分した、地区別の利用意向調査対象者リストを配付させていただいております。もし、地域の対象者の方から「自ら耕作ができないので貸したい」との相談があった場合は、①番の農地中間管理事業の活用を促していただき、また、「自ら管理していく」との意思があられる方につきましては、農地の草刈りなど適正な管理についてご指導いただきますようお願いいたします。なお、1月12日の回答期限後、回答をいただいている対象者につきましては、事務局で未回答者リストを作成したうえで、委員の皆様へ回収をお願いさせていただきますので、その際はよろしくようお願いいたします。最後に、配付いたしましたリストにつきましては、個人情報を含んだ資料になりますので、取り扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きましてその他の事項2「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 資料の6ページをご覧ください。全国農業新聞の購読者の獲得について

ですが、令和2年度の目標部数は148部に対しまして、先月の報告以降、新規の申し込みが1件、中止が4件あっておりまして、現在の購読部数は137部、目標部数に11部足りない状況になっております。主な中止の理由は、既に農業をしていないからということでした。目標部数を達成できますよう、今後とも委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の7ページと8ページをご覧ください。農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの、下半期の実績を記載しております。ご報告いただいております活動記録カードにつきましては、農業委員会の事務の透明性・公平性の確保、地域住民への理解促進のため、適正な事務を実施するという国の方針のもとに提出していただいております。また農地利用最適化交付金として委員の皆さんの年額報酬の配分を受けるための根拠資料にもなりますので、活動をされた際には、番号だけではなく、活動内容や相談対応等の相手方など、できる限り詳しくご記入くださいますようお願いいたします。また、先月、今月と行われております「人・農地プラン」に係る活動につきましては、確実に記録カードに「人・農地プラン」に係る活動である旨を記載いただきますようお願いいたします。報告事項2と3についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。

○城戸推進委員 東長崎地区についてです。今どこでも「人・農地プラン」の話合いがあっていると思うんですけども、矢上と日見地区では30名近くの方が出席されて、農地がどうあるべきか、ということで活発な議論がなされたことと考えております。その中で、ステップ1としまして、もう少し突っ込んだ議論ということで、私事ですけども、中尾集落におきまして、来月の6日日曜日に県央振興局の船場課長をお迎えしまして、まず、ソフト面から担い手不足といわれる状況をどう打破していくかということ踏まえて、講話を聴きたいと思ひまして、その後現地視察を考えております。ステップ2としまして、それを基に、1年前から基盤整備事業の計画がなされておりますけれども、その中心となるプロジェクトと言いましょうか、リーダーと言いましょうか、そういう支援を何とか模索したいと考えております。10年後を目指して、一年一年できることから進めなければならないと考えておりますので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

○石橋委員 今説明があったんですけれども、農地における利用意向についてということで、去年、私、地域の人から、「この畑を中間管理機構に出してくれないか」といわれた訳ですよね。それで中間管理機構というのは、三和にありますね。それで三和に封筒に入れて送ったんですけれども、それはこれに書いていいんですかね。

○農政管理係長 調査で相談があって出されたということですか。

○石橋委員 はい。相談があってここの畑が、もう高齢でできないから中間管理機構にやってくれないかと。それで現地を見に行き、中間管理機構に送ったんですよ。中間管理機構も私はあまりよくわかりませんが、三和の支所内の中間管理機構に出したんですよ。それもこれに書くわけですか。

○農政管理係長 農地の所在の部分に①ということで中間管理機構を利用しますということで書いて事務局に返信用封筒に入れて出してもらえばいいです。

○石橋委員 はい、わかりました。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、それでは最後にその他の事項4「令和2年12月、令和3年1月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 資料の9ページをご覧ください。まず、12月の予定です。人・農地プランの会議が、3地区で予定されております。あと、一部まだ予定が決まっていない集落がありますが、その分につきましては決まり次第、1月にかけてということで、農林振興課で調整をしておりますので、対象となる委員の方には、引き続きご協力をお願いしたいと思います。10日木曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が15時から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。21日木曜日、10時から運営委員会を開催いたします。25日金曜日、14時から総会を開催する予定で、この総会後に先ほどご説明させていただきました、意見書に対する回答をいただく時間を設けたいと思っております。

次に、令和3年1月の行事予定です。8日金曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、21日木曜日が農業委員会運営委員会、28日木曜日が農業委員会総会ということで予定しております。行事予定のお知らせは以上です。

○議長 12月25日の総会の時には、総会終了後、先ほど事務局からも説明がありましたが、この前、意見書を提出した分の回答がございました。その際、農林振興課や各関係機関

から来ていただいて、皆さんと一緒に意見交換をしたいと考えておりますので、それぞれの地域で色んな課題とか意見を皆さんから寄せていただいて時間はあると思いますので、意見交換をしていただけるように準備していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

もう1件、遅くなりましたが、「利用意向調査」で、通知をやっていただいていると思うんですけども、自分の土地が、「この土地がどこにあるんだろうか」という人がやはりいらっしゃるのではないかと思います。それで委員の皆さん大変ですけども、そういうお問い合わせがあった時には、地図を確認いただければと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。他に何もなければ、以上をもちまして11月の農業委員会総会を終了させていただきます。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(峰 忠幸)

議事録署名人
(柳川八百秀)
